平成２２年（フ）第９６６２号
千葉県船橋市南三咲２丁目32―１
債務者　中野　廣畝
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７３号
東京都新宿区北新宿２―２―27―306、住民票上の住所埼玉県川口市領家１丁目６―13―202
債務者　國吉　一彦
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７５号
東京都足立区伊興３丁目22―３　珠村荘２号
債務者　向後美枝子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７６号
東京都葛飾区奥戸７丁目１―19―405
債務者　大島かおる
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７７号
東京都新宿区北新宿３丁目24―16―102
債務者　相澤　一宏
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６７８号
埼玉県越谷市千間台東３丁目29―１―Ｂ―103
債務者　林　　智美
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６８７号
東京都足立区綾瀬５丁目13―16―101
債務者　熊野真奈美
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９４号
東京都品川区東大井１丁目13―12―608
債務者　堀　はる美
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９５号
東京都足立区竹の塚５丁目７―18―201
債務者　末長智恵子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９６号
東京都練馬区上石神井４丁目７―27―105
債務者　横須賀えりか（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９７号
東京都品川区東品川３丁目14―34―210
債務者　野中美代子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７０５号
東京都新宿区北新宿４丁目15―15―402
債務者　内藤　麻美
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３２３号
東京都三宅島三宅村坪田1435―１
債務者　近藤　　剛
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７０号
東京都立川市一番町１丁目14番地の１ハイホーム立川一番町207号
債務者　大木　哲夫
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７９号
東京都立川市砂川町３丁目17番地の６
債務者　村野　照代
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
熊本県阿蘇市狩尾1044―５
債務者　坂梨　茂夫
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部